

「著作権法施行令の一部を改正する政令」及び「著作権法施行規則の一部を改正する省令」の概要

1. 趣旨

著作権法の一部を改正する法律（令和3年法律第52号。以下「改正法」という。）において、放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化を図るため、関連規定の整備が行われた。

本政令は、改正法による改正後の著作権法（昭和45年法律第48号。以下「新法」という。）において、放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関して、新たに政令委任された事項を中心として各種規定の整備等を行うものであり、本省令は、同様に、新法及び本政令による改正後の著作権法施行令（昭和45年政令第335号。以下「新令」という。）において新たに省令委任された事項を中心として各種規定の整備等を行うものである。なお、以下では、本省令による改正後の著作権法施行規則（昭和45年文部省令第26号）を「新規規則」という。

2. 政省令の改正概要

（1）指定報酬管理事業者等に関する手続について【新令・新規規則関係】

- 新法第93条の3第6項（同法第94条第4項、第94条の3第4項、第96条の3第4項において準用する場合を含む。）では、文化庁長官により指定された著作権等管理事業者（以下「指定報酬管理事業者等」という。）に対する報告の徴収等の手続等について、新法第93条の3第13項（同法第94条第4項、第94条の3第4項、第96条の3第4項において準用する場合を含む。）では、報酬又は補償金の支払い及び指定報酬管理事業者等に必要な事項について、それぞれ政令に委任している。
- 新令では、放送同時配信等に係る報酬又は補償金に関する指定報酬管理事業者等に関し必要な事項等として、次の事項等を規定する。

①指定の告示

文化庁長官は、新法第93条の3第3項、第94条第1項、第94条の3第3項、第96条の3第3項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で告示することとする。

②業務規程

指定報酬管理事業者等は、報酬又は補償金に関する業務（以下「報酬等関係業務」という。）の執行に関する規程を定め、当該業務の開始前に、文化庁長官に届け出なければならないこととする。また、当該規程で定めなければならない事項は、文部科学省令で定めることとする。

新規則では、当該規程で定める事項として、手数料に関する事項、報酬又は補償金の分配方法に関する事項、分配を行うことができなかつた場合における報酬又は補償金の取扱いに関する事項を定めることとする。

③報酬等関係業務の会計

指定報酬管理事業者等は、報酬等関係業務に関する会計を他の業務に関する会計と区分し、特別の会計として経理しなければならないこととする。

④事業計画等の提出及び公表

指定報酬管理事業者等は、毎事業年度、報酬等関係業務に関する事業計画や収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に、文化庁長官に提出するとともに、これを公表することとする。

また、指定報酬管理事業者等は、毎事業年度、報酬等関係業務に関する事業報告書及び収支決算書を作成し、決算完結後一月以内に文化庁長官に提出するとともに、これを公表することとする。

⑤報酬等の額の届出

指定報酬管理事業者等は、新法第93条の3第7項（同法第94条第4項、第94条の3第4項、第96条の3第4項において準用する場合を含む。）の協議が成立したときは、遅滞なく、その協議において定められた報酬又は補償金の額を文化庁長官に届け出なければならないこととする。

また、文化庁長官は、届出を受理したときは、遅滞なく、公正取引委員会に対してその旨を通知しなければならないこととする。

⑥報告の徴収等

文化庁長官が指定報酬管理事業者等に対して報告又は資料の提出を求めることができる事項は、報酬又は補償金の管理に関する事項及び協議に関する事項とする。

また、文化庁長官が指定報酬事業者等に対して勧告を行う場合は、理由を付した書面をもって行うこととする。

(※) 現行の著作権法施行令第50条も同様の改正を行うこととする。

⑦業務の休廃止

指定報酬管理事業者等は、報酬等関係業務を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、休廃止の理由、休廃止の日、権利者に対する報酬又は補償金の支払に関し必要な事項等を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならないこととする。

また、文化庁長官は、廃止の届出があったときは、その旨及び廃止の理由、廃止の日、権利者に対する報酬又は補償金の支払に関し必要な事項を官報で告示することとする。

⑧指定の取消し

文化庁長官は、指定報酬管理事業者等が、新法第93条の3第4項各号（同法第94条第4項、第94条の3第4項、第96条の3第4項において準用する場合を含む。）に掲げる要件を備えなくなったとき、報酬等関係業務の適正な運営を行っていないとき等に該当するときは、指定を取り消すことができることとする。

また、文化庁長官は指定を取り消したときは、その旨を官報で告示することとする。

(2) 報酬又は補償金の額に関する裁定の申請について【新令関係】

- 新法第93条の3第8項（同法第94条第4項、第94条の3第4項、第96条の3第4項において準用する場合を含む。）では、放送事業者等と指定報酬管理事業者等の報酬又は補償金の額に関する協議が成立しない場合の文化庁長官の裁定について、その手続を政令に委任している。
- 新令では、裁定の申請手続として、申請者は、当事者の氏名及び住所等や報酬又は補償金の額の算定の基礎となるべき事項、協議が成立しない理由を記載した申請書に、協議経過を記載した書面を添付して文化庁長官に提出することとする。

(3) 記録保存所について【新令・新規則関係】

- 新法第44条では、放送同時配信等を行うための一時的固定を権利制限の対象としている。同条第4項では、一時的固定の期間を限定しているが、政令で定めるところにより公的な記録保存所において保存する場合には、この限りではないとされている。

- 新令では、当該記録保存所について、放送、有線放送に加え、放送同時配信等の用に供した録音物又は録画物を記録として収集し、保存することができる施設も対象に含まれるよう規定することとする。
- 新規則では、当該記録保存所の設置者の報告事項として、新たに、一時的固定物を作成した放送同時配信等事業者の名称、放送同時配信等が行われた年月日、一時的固定物がテレビ放送等に係る放送番組等の放送同時配信等のために作成されたものであるか、ラジオ放送等に係る放送番組等の放送同時配信等のために作成されたものであるかの別を加えることとする。

(4) 著作物の放送等に関する裁定の著作隣接権への準用について【新令関係】

- 協議不調の場合の裁定について定める新法第68条第1項について、改正法において新たに著作隣接権への準用を行うこととしたため、当該裁定の申請手続について定める新令第9条も、新たに著作隣接権について準用することとする。

(5) 放送番組のデジタル方式の複製を防止等するための措置について【新規則関係】

- 新法第2条第1項第9号の7ハでは、放送同時配信等のデジタル方式の複製を抑止又は防止する措置の内容を文部科学省令に委任している。
- 新規則では、当該措置として、視聴者が放送番組又は有線放送番組のデジタル方式の複製を行うために必要な送信元識別符号等（ダウンロードボタン等）の提供を行わない措置を定めることとする。

(6) その他

- 今般の改正に伴う所要の規定の整理を行う。

4. 施行期日

令和4年1月1日（2.（1）②は令和3年10月1日）